

登録申請書類一覧表・確認表

番号	内 容	チェック欄
1	登録申請書（別記様式第一号） ・表面と裏面があります。裏面にも記入しましたか。 ・氏名や遊漁船のフリガナ、提出日は記入しましたか。	
2	誓約書（別記様式第二号） 登録の拒否要件に該当しない旨の誓約書です。裏面記載の法第6条をよく読んでから記入してください。 【注意：法第6条に該当する場合は、登録を拒否します。拒否した場合も手数料は返還しません。】	
3	選任した遊漁船業務主任者が要件に適合する者であることを証する書面 海技免状又は小型船舶操縦免許証（1級又は2級）のコピー	
①	・業務主任者が船長となる場合は、操縦免許証に「特定」の表示がありますか。 ・「履歴限」の記載があるにも関わらず、平水区域以外を航行しようとしていないか。	
②	実務経験・実務研修証明書（別記様式第三号） ・実務経験の期間は1年以上、実務研修の期間は業務形態ごとに30日以上（1日5時間以上）となっていますか。 ・業務主任者として1年以上経験を積んだ者から研修を受けましたか。 ・業務規程の実務研修記録（別記様式第3号）へ記入できていますか。	
③	農林水産大臣が認定した遊漁船業務主任者の養成講習の修了証明書のコピー ・修了証明書の交付を受けた日の翌年1月1日から5年を経過していませんか。	
④	選任した業務主任者が施行規則第14条第2項に該当しない旨の誓約書（別記様式第三号の二）	
4	損害賠償保険の保険証書のコピー（又は、加入申込書のコピーと保険代金の領収証のコピー） 【注意：「遊漁船業」が補償対象となっている保険であることを必ず確認してください。】 ・（船舶検査証書に記載されている旅客定員）×（1人当たりのてん補限度額5,000万円以上）となっていますか。 ※更新の場合はR7.4.1まで3,000万円でも可 ・瀬渡し等の業務を行う場合は、（利用定員）×（5,000万円以上）となっていますか。 利用定員：瀬渡しを行う場合に同時に漁場（遊漁船内含む）にいる最大人数	
5	遊漁船の船舶検査証書のコピー	
6	「保険証書に小型船舶の番号がなく、漁船登録番号（K00-0000）の記載がある場合」は、その漁船が申請する船と同一であることが分かる書面（船舶検査手帳の「船舶番号と漁船登録番号」が併記されている面）のコピーなど	
7	登録申請者が個人の場合は、住民票の抄本又はこれに代わる書面※	
8	登録申請者が法人の場合は、登記事項証明書	
9	登録申請者が法人の場合は、その役員の住民票の抄本又はこれに代わる書面※	
10	登録申請者が未成年者の場合は、その法定代理人の住民票の抄本又はこれに代わる書面※	
11	選任した遊漁船業務主任者の住民票の抄本又はこれに代わる書面※	
12	業務規程 ・県へ提出する前に写しを2部取り、営業所と船に備え置いてください。	
申請 手数料	○新規登録 28,000円 ○更新登録 17,000円	

※「住民票の抄本に代わる書面」とは、小型船舶操縦免許証又は自動車の運転免許証又は住所の記載のある健康保険証のコピーです。（ただし、これらに記載されている住所が住民票と異なっている場合は、住民票の抄本（原本）を提出してください。）【注意：有効期限があるものは、期限が切れていないことを確認してください。】